

各種契約入札心得

平成26年12月12日制定

平成27年11月2日一部改正

令和2年1月10日一部改正

(総則)

第1条 八雲町が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、入札(見積り合わせ)参加資格関係事務処理要綱(平成17年10月1日制定)第4条第2項に規定する「資格者」又は八雲町競争入札参加資格審査要領(平成17年10月1日制定)第4第3項に規定する「有資格業者」は、免除することがあります。また、保険会社との間に八雲町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は町長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ、件名及び自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 郵便等による入札書の提出を認める場合の入札方法は、公告等で指定のあるもののほか、次により提出してください。

(1) 1通の封筒に2以上の入札書が同封されていた場合は無効となります。

(2) 封筒は、外封筒及び内封筒の二重封筒としてください。ただし、持参するものについては、外封筒を省略することができます。

(3) 入札書等は内封筒に入れ、封かんのうえ、内封筒の表面に「入札書在中」と朱書するとともに、件名、開札日及び入札者名を記載してください。

(4) 外封筒には、内封筒を入れ、封筒の表面に「入札書在中」と朱書し、入札者名がわかるようにしてください。

(5) 入札書は、公告等で指定された日まで提出してください。

(6) 提出方法は、一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は入札執行者への持参

のいずれかにより提出してください。

- 3 一度提出された入札書は開札期日前であっても、書換え、引換え又は撤回はできません。
- 4 郵便等により入札に参加した場合は、再度入札には参加できません。
- 5 入札参加者は、入札執行者が認める場合を除き、無断で退室、再入室をしてはいけません。退室をした場合は、退室以降の入札は辞退として取り扱うものとします。
- 6 入札執行中は、携帯電話等電子通信機器の使用を禁じます。入札執行者の指示に従わないときは退場を命じ、辞退として取り扱うものとします。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理することはできません。
- 3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されているものを入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することができない。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額及び性能等を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 1の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札

- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 再度入札において、前回の入札における最低入札価格より高い金額又は同額の入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札
(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札に関係のない職員を開札に立ち合わせます。
(再度入札)

第9条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに出席者で再度入札を実施します。また、再度入札の執行回数は原則として2回(合計入札回数3回)までとします。

- 2 再度入札の方法は、第3条第1項の初度入札の方法と同じとします。
- 3 無効となる入札を行った者は、再度入札には参加できません。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(入札保証金の返還)

第11条 入札保証金又はこれに代える担保は、改札の結果、落札者以外については落札者決定後に、落札者については契約締結後に返還します。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、予算執行者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第13条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、八雲町に帰属します。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積った契約金額(消費税等を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を八雲町に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第14条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されているものを除く。)は、契約金額(消費税等を含んだ額)の100分の10に相当する額以上の契約

保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、見積り合わせ参加資格関係事務処理要綱第4条第2項に規定する「資格者」に記載されている者又は八雲町競争入札参加資格審査要領第4第3項に規定する「有資格業者」は免除することがあります。また、保険会社との間に八雲町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約の始期から履行期限までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は町長の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引き渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

（入札保証金等の充当）

第15条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はこれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

（談合情報に対する対応）

第16条 入札に関し談合情報があつた場合は、入札執行の延期、事情聴取及び入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があつたと認められたときは、契約を解除することがあります。

（入札の取りやめ等）

第17条 前条第1項に定めるもののほか、入札執行者が入札を公正に執行することができないときなど特別の事情があると求めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

（入札の辞退）

第18条 入札参加者として通知された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として通知された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

（1）入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により入札執行者に申し出てください。

（2）入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書若しくは口頭で、入札執行者に申し出てください。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

（不正行為に伴う損害賠償等）

第19条 入札に関し談合等の不正行為があつた場合は、契約で定めるところにより、

賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

(異議の申立)

第20条 入札参加者は、入札執行後、この心得、仕様書、契約書案について不明を理由として異議を申し立てることはできません。